

申46号

山貨事故を契機に定めた「原則線閉」の概念を覆すことは認められない！
職場の理解と納得感を基礎にした安全文化を醸成させることが必要だ！



繰り返し発生する事象の再発防止に向け、 列車運行と線路内作業の分離の再徹底を図り、 社員・作業員の命を守るための緊急申し入れ

緊急申し入れを提出

申し入れ項目

6月29日 提出

1. 本電第70号電気部門における線路閉鎖工事等によらない作業等を実施する場合の取扱い（試行）について（連絡）の「4 建築限界内作業等を実施する場合の具体的な取扱い（かけ声・うけ声運動）」に基づく取扱いを直ちに中止し、設備及び建設工事部門従事員触車事故防止要領に基づく取扱いを遵守すること。

本電第70号第4項によると、

「建築限界内作業等を実施する場合の具体的な取扱い（かけ声・うけ声運動）」

として、対象作業において線路閉鎖工事等によれない場合に従業員間で声をかけ合うことで、
建築限界内に立ち入り作業等を行うことが可能と定めている。

触防要領と相反する内容が定められるばかりか、

「触防要領」違反を再発させないための具体的取扱い、対策について記されていない!



**事象の掘り下げが行われず、現場実態を顧みない上位下達の風土が蔓延し、
これまで現場で醸成してきた安全文化が形骸化され希薄化している!**



“いのち”を守るをことを絶対的価値基軸とした
作業・保安体制を**全ての仲間**で**実現しよう!**